

緑の環境をつくり育てる条例施行規則

平成16年8月31日

規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緑化協議の対象建築物)

第2条 条例第9条第1項に規定する規則で定める建築物は、その敷地面積が500平方メートル以上である建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項、第2項及び第5項に規定する建築物を除く。）とする。

(緑化協議の申出)

第3条 条例第9条第1項の規定による協議（以下「緑化協議」という。）をしようとする者は、緑化協議申出書（第1号様式）を2部市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を2部添えなければならない。

- (1) 緑化計画（報告）書（第2号様式）
- (2) 付近見取図
- (3) 次に掲げる事項を記載した緑化計画図（縮尺2,500分の1以上100分の1以下）
 - ア 敷地内の建築物の位置及びその建築面積
 - イ 既存の植栽区域
 - ウ 植栽予定の区域
- (4) 植栽計画図（縮尺500分の1以上）

- (5) 既存の植栽区域及び植栽予定の区域の求積図（縮尺 500 分の 1 以上）
 - (6) 建築物の敷地の求積図（縮尺 2,500 分の 1 以上 100 分の 1 以下）
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 34 条第 1 項に規定する緑化地域内にその敷地のすべてが含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号）第 25 条の規定による同法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面（以下「緑化地域の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、前 2 項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号）別表第 12^(b) 欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 5 第 2 項第 3 号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を 2 以上の地区に区分している場合にあつては、同表^(b) 欄に掲げる地区）内にその敷地のすべてが含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則第 25 条の規定による地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面（以下「地区計画条例の緑化率適合証」という。）の交付を申請することをもって、第 1 項及び第 2 項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。

（緑化協議の成立）

第 4 条 前条第 1 項の申出書を提出した者（以下「緑化協議申出者」という。）及び市長は、緑化協議が成立したときは、両者が記

名押印した緑化協議書（第3号様式）を2部作成し、それぞれその1部を保有するものとする。

2 市長が、前条第3項の規定により緑化協議の申出を行った者に対して、当該建築物に係る緑化地域の緑化率適合証を交付した場合においては、当該交付をもって緑化協議が成立したものとする。

3 市長が、前条第4項の規定により緑化協議の申出を行った者に対して、当該建築物に係る地区計画条例の緑化率適合証を交付した場合においては、当該交付をもって緑化協議が成立したものとする。

（緑化協議取下届出書）

第5条 緑化協議申出者は、緑化協議が成立した後において、当該緑化協議に係る建築物の建築を取り止めようとするときは、あらかじめ、緑化協議取下届出書（第4号様式）を2部市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年12月横浜市規則第163号）第15条第2項の規定による届出（緑化地域の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成19年12月横浜市規則第116号。以下「地区計画条例施行規則」という。）第19条第2項の規定による届出（地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。）を行った場合は、この限りでない。

2 前項の届出書には、付近見取図を添えなければならない。

（緑化完了届）

第6条 緑化協議申出者は、成立した緑化協議に基づき敷地内にお

ける緑化及び既存の樹木の保存に係る工事（以下「緑化工事」という。）が完了したときは、速やかに、緑化完了届出書（第5号様式）を2部市長に提出しなければならない。ただし、緑化地域の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に建築基準法第7条第1項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第14項の規定による通知をした場合若しくは横浜市都市緑地法施行細則第12条の規定による届出を行った場合又は地区計画条例の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に同法第7条第1項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第14項の規定による通知をした場合若しくは地区計画条例施行規則第16条の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

- 2 前項の届出書には、緑化計画（報告）書（第2号様式）及び植栽しゅん工図（縮尺500分の1以上）を各2部、当該緑化工事の施工前及び完了後の状況を示す写真を1部添えなければならない。

附 則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成19年12月規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月規則第109号）

この規則は、平成21年4月3日から施行する。

附 則（平成22年9月規則第59号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

緑化協議申出書

年 月 日

(申出先)
横浜市長

申出者 住所
氏名
〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

緑の環境をつくり育てる条例第9条第1項の規定に基づき、建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存の推進に関する計画について協議したいので申し出ます。

建築物の名称			
建築物の所在地	区		
建築物の種類	1 公共建築物	2 工場等	3 工場等以外の建築物
用途地域	1 商業地域 5 その他()	2 近隣商業地域	3 工業地域 4 準工業地域
建築物の概要	建築面積(既存を含む。)	m ²	法定建ぺい率 %
緑化工法等	1 地上	2 屋上	3 壁面 4 プランター
緑化工事の期間	年 月 日から 年 月 日までの予定		
連絡先	所属		
	担当者	電話 ()	
その他必要な事項			受付

- (注意) 1 2部提出してください。
2 緑化計画書、付近見取図、緑化計画図、植栽計画図、緑地面積求積図及び建築物敷地の求積図を各2部添付してください。
3 代理人により申し出る場合には、委任状を提出してください。

緑化計画(報告)書

緑化の内容

敷地面積	m ²	緑化面積 (必要な緑化面積)	m ² (m ² 以上)	緑化率 (必要な緑化率)	% (%以上)
樹木緑化面積	m ²	屋上等緑化面積	m ²	芝等緑化面積	m ²

- (注意) 1 敷地面積は、小数点第3位以下を切り捨ててください。
- 2 緑化率は、緑化面積を敷地面積で除し、これに100を乗じて、小数点第3位以下を切り捨ててください。
- 3 必要な緑化面積及び必要な緑化率の欄には、記入しないでください。
- 4 屋上等緑化面積の欄には、建築物の屋上及び壁面並びにコンテナを使用した緑化の面積の合計を記入してください。
- 5 芝等緑化面積の欄には、芝、地被類及び多年性草本を使用した緑化の面積の合計を記入してください。

樹木の集計

区分	高木 (樹高3.0m以上)	数量	中木 (樹高1.0m以上3.0m未満)	数量	低木 (樹高1.0m未満)	数量
植栽内容		本		本		本
		本		本		本
		本		本		本
		本		本		本
数量合計		本		本		本
必要数量		本以上		本以上		本以上

芝・ツル植物の集計

区分	芝等	数量	ツル植物	数量
植栽内容		m ²		株
		m ²		株
		m ²		株
数量合計		m ²		株
必要数量		m ² 以下		株以上

- (注意) 1 必要数量の欄には、記入しないでください。
- 2 樹高とは、既植栽樹木にあつては現在の寸法を、新植栽樹木にあつては植え付けたときの寸法をいいます。
- 3 記入欄が不足するときは、別紙に書いて添付してください。この場合、数量合計欄には別紙の数量を加えたものを記入してください。

緑 化 協 議 書

年 月 日

申出者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

印

横浜市長

印

年 月 日に申出のありました建築物の緑化について、次のとおり協議が成立しました。

協 議 番 号	第	号	協 議 成 立 年 月 日	年	月	日
建築物の名称						
建築物の所在地	区					
協 議 の 内 容	敷 地 面 積	m ²	緑 化 面 積	m ²	緑 化 率	%
	樹木緑化面積	m ²	芝等緑化面積	m ²	屋上等緑化面積	m ²
	高 木 数 量	本	中 木 数 量	本	低 木 数 量	本
	詳細は別紙に記載のとおり					

緑化協議取下届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所
氏名
〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

印

緑化協議の取下げを、次のとおり届け出ます。

協議番号	第 号	協議成立年月日	年 月 日
建築物の名称			
建築物の所在地	区		
理由			
連絡先	所属		
	氏名	電話	()
備 考		受 付	

- (注意) 1 2部提出してください。
2 付近見取図を添付してください。
3 取下げの理由を説明する資料を提出してください。

緑化完了届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所
氏 名 印

緑化協議に基づく建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

協 議 番 号	第	号	協 議 成 立 年 月 日	年	月	日
建築物の名称						
建築物の所在地						
緑 化 工 事	完了年月日	年 月 日				
	担 当 者 連 絡 先	所属				
		氏名	電話 ()			
工 事 完 了 後 の 緑 地 管 理 の 担 当 者	所属					
	氏名	電話 ()				
備 考						

- (注意) 1 2部提出してください。
2 緑化報告書及び植栽しゅん工図を各2部、緑化工事の施工前及び完了後の状況を示す写真を1部添付してください。